

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【事業年度】	第37期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社ユーラシア旅行社
【英訳名】	EURASIA TRAVEL Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 利男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番4号
【電話番号】	03-3265-1691（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 杉浦 康晴
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番4号
【電話番号】	03-3265-1691（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 杉浦 康晴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
営業収益 (千円)	5,416,091	5,727,590	2,347,587	224,355	502,053
経常利益又は経常損失 (千円)	7,640	167,058	61,487	108,989	105,146
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(千円)	5,471	129,070	70,133	124,001	123,736
包括利益 (千円)	15,302	114,753	70,280	123,834	123,700
純資産額 (千円)	2,051,764	2,085,337	1,974,466	1,850,612	1,726,912
総資産額 (千円)	3,316,201	3,411,973	2,216,512	2,097,030	2,214,806
1株当たり純資産額 (円)	556.03	565.13	535.09	501.52	468.00
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(円)	1.48	34.98	19.01	33.60	33.53
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.9	61.1	89.1	88.2	78.0
自己資本利益率 (%)	0.3	6.2	3.5	6.5	6.9
株価収益率 (倍)	379.1	14.7	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	18,269	166,416	791,127	39,117	149,628
投資活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	387,484	6,817	7,754	95,792	200
財務活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	81,123	81,060	40,654	61	18
現金及び現金同等物の期末 残高(千円)	2,295,825	2,371,625	1,552,362	1,609,958	1,460,110
従業員数 (名)	95	90	103	90	79

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第35期、第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
営業収益 (千円)	5,416,091	5,727,590	2,347,587	224,355	502,053
経常利益又は経常損失 (千円)	9,185	169,440	76,600	153,432	152,746
当期純利益又は当期純損失 (千円)	6,356	130,889	66,064	153,722	153,036
資本金 (千円)	312,000	312,000	312,000	312,000	312,000
発行済株式総数 (株)	3,690,000	3,690,000	3,690,000	3,690,000	3,690,000
純資産額 (千円)	2,010,603	2,045,996	1,939,194	1,785,619	1,632,619
総資産額 (千円)	3,242,028	3,342,272	2,135,702	1,980,127	2,071,021
1株当たり純資産額 (円)	544.88	554.47	525.53	483.91	442.45
1株当たり配当額 (円)	22	22	-	-	-
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(11)	(11)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	1.72	35.47	17.90	41.66	41.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.0	61.2	90.8	90.2	78.8
自己資本利益率 (%)	0.3	6.5	3.3	8.3	9.0
株価収益率 (倍)	326.2	14.5	-	-	-
配当性向 (%)	1,279.1	62.0	-	-	-
従業員数 (名)	49	45	45	37	36
株主総利回り (%)	103	98	92	117	91
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(111)	(99)	(104)	(133)	(123)
最高株価 (円)	633	605	522	824	620
最低株価 (円)	551	498	280	383	401

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第35期、第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1986年 2月	株式会社ユーラシア旅行社（本店住所：東京都千代田区飯田橋3-11-5）を設立、海外旅行専門会社として業務を開始
1986年 3月	運輸大臣登録一般旅行業代理店業第4413号認可登録
1990年 7月	運輸大臣登録一般旅行業第975号認可登録
1995年 5月	I A T A（国際航空運送協会）公認旅客代理店認可
1995年 8月	株式会社ユーラシアサービス（連結子会社）を資本金1,000万円にて設立し、添乗業務を請け負う子会社とする（2000年 1月12日に増資し、資本金3,000万円となる）
1996年 7月	現在地に本社移転
1999年10月	日本旅行業協会ボンド保証会員
2001年 4月	株式を日本証券業協会に登録
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2010年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）からスタンダード市場に移行

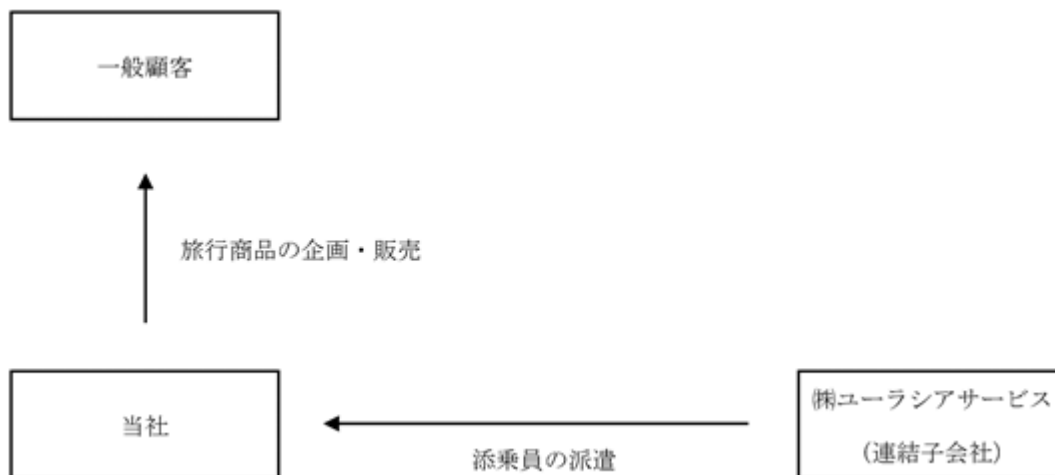
3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社 1 社により構成されており、独自の企画による海外旅行商品の販売を主たる業務としております。

当社グループの企画販売する海外旅行商品は、自然・文化・芸術・人間をテーマに全世界を舞台とした観光内容重視のものであり、新しいライフバリューの創造を目指した、自社オリジナルツアーの企画・販売を行っております。

子会社の当該事業に係る位置付けは、当社主催ツアーにおける添乗員の派遣であり、当社独自の取扱地域や旅程日程を熟知した、当社専属添乗員の育成を行っております。

以上述べた事項の系統図は下記のとおりであります。



（注） 当社グループは、旅行業以外の事業は言っておらず、事業内容の記載を省略しております。なお、「第 2 事業の状況」以降においてセグメントに関連付けて記載すべき事項につきましては、同様に省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ㈱ユーラシアサービス	東京都千代田区	30,000	人材派遣業	100	-	当社が主催するツアーへの添乗員、内勤業務者の派遣。 当社取締役3名が同社の取締役を兼任しております。

(注) 添乗員及び内勤業務者として派遣するのは、全て株式会社ユーラシアサービスの従業員であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年9月30日現在

区分	従業員数(名)
旅行事業	79
合計	79

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
36	43.4	17.8	3,931,577

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は、円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、海外旅行において知的満足や精神的な喜びを強く求める円熟層を対象に、世界170ヶ国以上を舞台に、当社独自の海外旅行企画を販売しております。そうした円熟層のニーズに応えるため、自然、文化、芸術、人間という知的テーマを強く打ち出した旅行商品の品揃えと、訓練された添乗サービス、コミッション目当てに免税店へ立ち寄ることなく観光時間を充実させるなど、上質なツアー運営を目指しています。そのようにありきたりでない旅行商品の販売で強みを発揮し当社のファンを拡大するため、それを担う「人材」の知力とサービス力を高めることが最大の経営課題であり、当社は、知恵の共有のためIT技術を積極的に活用し、学習や教育のモチベーション向上に力を入れています。

人づくりのために、当社グループは経営における公正（フェア）さと透明性と説明責任を重視し、特に、人の評価に関して、その姿勢を徹底します。

公正さと透明性と説明責任は、従業員に対してだけでなく、当社グループの企業活動に関わる全ての人々に対して果たされるべきものであり、そのことを重要な経営方針として、当社は企業活動を推進いたします。

(2) 経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、一部自治体に発出されていた緊急事態宣言が解除された状況で始まり、経済社会に落ち着きが戻りつつありました。しかしその後、諸外国において広がった新型コロナウイルス感染症の変異種（オミクロン株）が国内でも感染拡大し、2022年1月には蔓延防止等重点措置が実施される事態となりました。新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う生活様式の変化、資源価格の高騰、内外金利差等を背景とした円安の進行、ロシアによるウクライナ侵攻など様々な環境変化の下にありました。これら国内外の情勢が各企業、各個人に与える影響は様々ですが、我が国経済全体としては不確実性が増しているといえます。

当社グループにおきましては、とりわけ新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けております。当連結会計年度の開始時点では、外務省により発出された海外感染症危険情報などの水際対策により、海外旅行が事実上進行不可能でありました。しかし旅行先国における日本からの観光客受け入れ状況が整い始め、観光の再開が可能となるとともに、2022年4月1日付で外務省より、106カ国について海外感染症危険情報がレベル3からレベル2に引き下げられたこと等により、一定の制約下での海外旅行が可能になったことから、当社グループにおきましても海外団体旅行の募集を再開し、2022年7月に新型コロナウイルス感染拡大後初めての海外旅行を進行しております。

今後の経営環境につきましては、当連結会計年度末時点で1日5万人に制限されている入国者総数の上限が、2022年10月11日以降撤廃される旨、外務省より公表され（2022年9月26日付）、これに伴い、海外旅行需要の回復が見込まれます。この機会を逃すことなく、営業収益獲得に邁進いたします。また、収益の一つの柱に成長しつつある国内旅行部門にも引き続き注力し、全国旅行支援など公的施策の動向もとらえつつ、安心・安全な旅を提供して参ります。こうした環境を踏まえ、経営資源の有効活用を図りながら、営業収益の確保に取り組んで参ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標

インターネットを通じた航空券販売や、航空券販売における旅行会社の手数料の減少など、旅行会社の淘汰や、旅行会社同士の合併などによって、旅行業は急激な変化を余儀なくされます。しかしその変化の本質は、仲介業者としての旅行会社の役割が消失するということであり、旅行会社が旅行商品をプロデュースする役割が無くなるということではありませんし、そのニーズも依然として強くあります。

すなわち、誰でもできるチケットの仲介業ではなく、その会社にしかできない専門領域を持ち、その強みで顧客の信頼を勝ち取ることによって、旅行業界内において勝ち残り組の立場を築けると考えます。

当社グループとしてはその考えのもと、知的・精神的円熟層というコアターゲットの支持を集めながら、その層の顧客を着実に拡大していくことを中長期的な会社の経営戦略の中心に置いています。

経営指標としては、「営業収益」及び「営業利益」に着目しております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で蔓延防止等重点措置は実施されたものの、前連結会計年度のように緊急事態宣言は発出されませんでした。その影響もあり、当連結会計年度の営業収益は502百万円となり、前連結会計年度の224百万円を大幅に上回りました。また、営業損失は、前連結会計年度の505百万円から当連結会計年度は401百万円となり、損失が縮小いたしました。今後海外旅行の回復に伴い、営業収益が概ね新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻る時期は、2024年9月期以降と仮定しております。当社グループの営業収益及び営業利益の回復には、もうしばらく時間がかかる見通しです。引き続き営業収益及び営業利益の回復に努めてまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされて以降、日本からの海外旅行の催行が事実上不可能な状況が続いておりました。2022年4月1日付で106カ国に対する海外感染症危険情報のレベルが引下げられた事

等により、一定の制約下での海外団体旅行を再開したものの、海外旅行需要の本格的な回復には至っておりません。

その結果、連結営業損失及び連結営業キャッシュ・フローのマイナスが2期以上連続しており、政府による入国者総数の制限撤廃の時期、及び今後の海外旅行需要の回復状況によっては、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症及びそれにより生じる課題についての対処方法は、「2 事業等のリスク (4) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

かかる課題に対処し、顧客の支持を確固たるものとするために、引き続き顧客との綿密なコミュニケーションに努め、知的好奇心や精神的喜びに応える旅づくりを通じて上質なサービスを提供し続けるよう努めます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のようなものがあります。当社はこれらのリスクの発生の可能性を認識した上で、その予防や分散、リスクヘッジ等を実施していく方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 海外の政治情勢、戦争、紛争、テロ事件、自然災害等の影響

当社は海外旅行の企画・販売を事業としており、海外諸地域の安全性が損なわれる事態が生じた際、当初計画していた旅行の催行取り止め等により、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該事象の程度によっては、顧客心理への悪影響から海外旅行需要自体の低下により、大幅な収益の減少に見舞われ、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外国為替相場の変動の影響

当社は、海外旅行の販売に伴い、仕入原価の約半分を占める地上費について外貨支払の割合が高いために、外国為替相場の変動が業績等に影響を及ぼす可能性があります。

商品の価格決定にあたっては、価格決定時の為替相場に応じた設定を行うとともに、取扱予想外貨に基づく為替予約を行う形をとっておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、2020年3月25日以降、事実上催行不可能であった日本からの海外旅行は、2022年4月1日付で外務省より、106カ国について海外感染症危険情報がレベル3からレベル2に引き下げられたこと等により、一定の制約下での海外旅行が可能になりました。それにともない当社グループにおきましては、2022年7月に海外団体旅行の再開を果たしております。しかし今後、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、水際対策の再強化、新型コロナウイルス感染症に対する顧客心理によっては、収益回復が遅れ、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策等については、次の「(4)継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2(不要不急の渡航はやめて下さい。)」の発出がなされて以降、日本からの海外旅行の催行が事実上不可能な状況が続いておりました。2022年4月1日付で外務省より、106カ国について海外感染症危険情報がレベル3からレベル2に引下げられる等、水際対策の緩和に合わせ一定の制約下での海外団体旅行を再開したものの、海外旅行需要の本格的な回復には至っておりません。

その結果、連結営業損失及び連結営業キャッシュ・フローのマイナスが2期以上連続しており、政府による入国者総数の制限撤廃の時期、及び今後の海外旅行需要の回復状況によっては、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、かかる状況に対応するため、営業時間の短縮(2022年9月末まで)、一部業務の休業、雇用調整助成金等の公的制度の活用、役員報酬総額の削減、給与の一部見直し、広告費の抑制などによる販売費及び一般管理費の削減を前連結会計年度から継続して実施しております。また、国内旅行部門での収益確保のために一部社内資源の投下も継続しております。2022年3月の水際対策緩和後は、海外旅行商品の拡充、会報誌の発行部数の増加など海外旅行の営業も本格的に再開しております。

これらの対応策により、当社グループの資金繰りに関しましては、少なくとも当連結会計年度末の翌日から12か月間の事業継続に必要な水準を確保しております。

加えて、当連結会計年度末の現金及び預金残高から旅行前受金残高を控除して1,170百万円の残高となる一方、当連結会計年度の販売費及び一般管理費の総額は493百万円であり、借入金残高もないことから、当面の資金繰りについては問題ないと考えております。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、一部自治体に発出されていた緊急事態宣言が解除された状況で始まり、社会に落ち着きが戻りつつありました。しかしその後、諸外国において広がった新型コロナウイルス感染症の変異種（オミクロン株）が国内でも感染拡大し、2022年1月には蔓延防止等重点措置が実施される事態となりました。新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う生活様式の変化、資源価格の高騰、内外金利差等を背景とした円安の進行、ロシアによるウクライナ侵攻など様々な環境変化の下にありました。これら国内外の情勢が各企業、各個人に与える影響は様々ですが、我が国経済全体としては不確実性が増しているといえます。

当社グループにおきましては、とりわけ新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けております。当連結会計年度の開始時点では、外務省により発出された海外感染症危険情報などの水際対策により、海外旅行が事実上催行不可能でありました。しかし旅行先国における日本からの観光客受け入れ状況が整い始め、観光の再開が可能な状況となるとともに、2022年4月1日付で外務省より、106カ国について海外感染症危険情報がレベル3からレベル2に引き下げられる等、一定の制約下での海外旅行が可能になったことから、海外団体旅行の募集を再開し、2022年7月に新型コロナウイルス感染拡大後初めての海外旅行を催行しております。

国内旅行に関しましては、引き続き国内旅行部門での収益確保のために社内資源の一部投下を継続しております。国内旅行売上は、国内における新型コロナウイルス感染症の状況により増減しつつも、12月度と6月度に過去最高を更新しております。

その結果、当連結会計年度の営業収益は502百万円（前期比123.8%増）、経常損失は105百万円（前期は経常損失108百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失が123百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失124百万円）となりました。

財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は2,214百万円（前期比5.6%増）、負債合計は487百万円（前期比98.0%増）、純資産合計は1,726百万円（前期比6.7%減）となっております。自己資本比率は78.0%であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前当期純損失が105百万円となり、旅行前受金の増加が211百万円、旅行前払金の増加が156百万円、営業未収入金の増加107百万円等の要因により、当連結会計年度末1,460百万円（前期比9.3%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、149百万円（前期比282.5%増）となりました。

これは、税金等調整前当期純損失、旅行前受金の増加、旅行前払金の増加及び営業未収入金の増加等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、0百万円（前期は95百万円の獲得）となりました。

これは主に、敷金及び保証金の回収による収入21百万円及び敷金及び保証金の差入による支出20百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、0百万円（前期比70.0%減）となりました。

これは配当金の支払によるものであります。

仕入及び販売の実績

当社グループは、旅行業を主たる事業としているため、生産及び受注の実績の記載は該当がありません。従って、仕入実績及び販売実績等についての区分記載を行っております。

() 仕入実績

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
航空運賃	89,387	359.6
地上費	255,184	211.9
その他	64,912	125.7
合計	409,485	207.9

() 販売実績

a. 商品販売売上高

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
旅行業	500,788	223.5
その他売上	1,264	522.9
合計	502,053	223.8

(注) 1. その他売上は保険料手数料の収入であります。

b. 添乗員付主催旅行の渡航先別旅行者数による販売実績

当連結会計年度においては、7月以降に海外添乗員付主催旅行を再開いたしました。渡航制限の継続もあり一部地域の催行にとどまることから、渡航先別旅行者数の記載を省略しております。

日本国内についての送客数は2,802名であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

財政状態については、事業の特徴として、営業収益については旅行代金について前受金の形で入金されます。資金については、事前の入金を前提としていることから、無借金経営を継続しており、借入金残高はありません。同時に顧客よりの預り金の性質を有していることに鑑み、前受金相当の資金につきましては、価値変動リスクにさらすことなく、現金及び現金同等物として保有することを基本方針としております。また、米国同時多発テロ事件に見られますように、世界情勢の影響によるリスク等の存在する点から、自己資本の充実及び内部留保の確保による経営の安定性についても注意を払っております。

経営成績について当社グループは、とりわけ新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けております。当連結会計年度の開始時点では、外務省により発出された海外感染症危険情報などの水際対策により、海外旅行が事実上催行不可能でありました。このような状況に対応するため、当連結会計年度におきましても、前連結会計年度から引き続き、営業の一部休業、国内旅行部門の強化、販売費及び一般管理費の削減を続けております。また、旅行先国における日本からの観光客受け入れ状況が整い始め、観光の再開が可能な状況となるとともに、2022年4月1日付で外務省より、106カ国について海外感染症危険情報がレベル3からレベル2に引き下げられる等、一定の制約下での海外旅行が可能になったことから、海外団体旅行の募集を再開し、2022年7月に新型コロナウイルス感染拡大後初めての海外旅行を催行しております。

加えて、ウェブセミナー、オンラインツアーにつきましても当社らしいコンテンツ作り挑戦しております。国内旅行につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に影響を受けるものの、一つの柱となりつつあります。海外旅行再開後も、引き続き注力する方針です。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

資本の財源につきましては、外部からの借入金はなく、100%自己資金で賄っております。

資金の流動性につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について正確な予測が立てられない状況ではありますが、「2事業等のリスク (4) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、現時点では十分な手許資金を確保しており、当面の資金繰りについては問題ないと判断しております。引き続き安定的な資金確保に努めてまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載の通りであります。

連結財務諸表の作成にあたり、重要となる会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) IATAとの旅客代理店契約

IATA (国際航空運送協会) 公認旅客代理店として1995年5月認可 (期限は認可取消になるまで有効) を受け、旅客代理店契約 (PASSENGER SALES AGENCY) を結んでおります。

(注) IATA (国際航空運送協会) について

1945年に設立され、主に国際線を運航している航空会社が加盟している民間機関です。

本部は、カナダのモントリオールとスイスのジュネーブにあり、IATA公認代理店向けの諸施策の決定や精算事務は、ジュネーブで行われています。

IATAの権限は、運賃の取り決め、運送条件の取り決め、代理店対策、運行上の取り決め及び運賃決裁などがあります。

IATAの公認代理店の許可を受けることにより自社で国際航空券が発券できます。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

2022年9月30日現在における当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社(東京都千代田区)	本社機能	43	412	7,418	7,873	36
合計		43	412	7,418	7,873	36

(注) 提出会社の本社は、賃借設備であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,760,000
計	14,760,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,690,000	3,690,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	3,690,000	3,690,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年4月1日 (注)	3,653,100	3,690,000	-	312,000	-	175,600

(注) 普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったものであります。

(5)【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	12	14	9	8	1,747	1,792	-
所有株式数 (単元)	-	103	613	4,873	127	22	31,140	36,878	2,200
所有株式数の 割合(%)	-	0.28	1.66	13.21	0.35	0.06	84.44	100.00	-

(注) 自己株式26株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
井上 利男	東京都港区	19,491	52.82
(有)ホワイトサクセス	東京都港区白金2-7-41-402	4,140	11.22
佐伯 剛	東京都日野市	757	2.05
河内 友里江	東京都港区	474	1.29
(株)広美	東京都中央区築地3-9-9	360	0.98
井上 勝仁	神奈川県川崎市中原区	360	0.98
宮田 麻志	東京都板橋区	330	0.89
宇田 肇	静岡県沼津市	271	0.73
川畑 宏	神奈川県横浜市青葉区	270	0.73
大塚 伸樹	大阪府枚方市	237	0.64
計	-	26,690	72.33

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,687,800	36,878	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	3,690,000	-	-
総株主の議決権	-	36,878	-

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	26	-	26	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と認識し、位置付けております。同時に、米国同時多発テロ事件やイラク戦争の影響に象徴されるように旅行業は平和産業であり、当社は、いかなる事態においても健全経営を行って質の高い旅行サービスを提供できるよう内部留保を充実させることも重視しています。将来の事業展開に向けた経営体質の強化を図ることが将来の利益向上につながり、株主への安定的な利益還元に寄与するものと考えております。そのため配当につきましては、業績状況ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の必要額を勘案して実施していく方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による需要減に対応するためには内部留保の確保が必要と判断し、剰余金の配当を行いません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、株主・投資家をはじめとする社会全体に対する経営の透明性の確保、迅速かつ柔軟な経営環境への対応の可能な経営システムの構築を重要な施策と考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。提出日現在、常勤監査役1名（社外監査役 高橋淑夫）、非常勤監査役2名（社外監査役 加藤純二、社外監査役 田鍋晋二）の計3名を選任しております。いずれも社外監査役であります。社外監査役の充実により、経営の監視機能の点では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

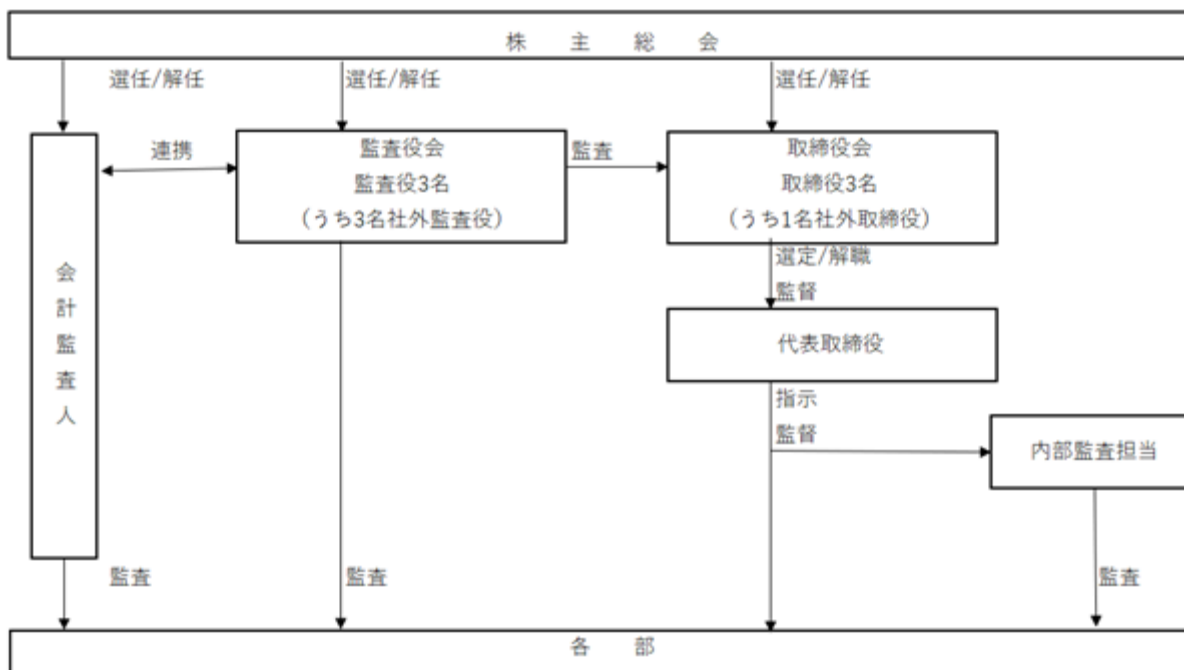
当社の取締役会は、代表取締役1名（代表取締役 井上利男）、取締役2名（取締役 杉浦康晴、社外取締役 河井良成）の計3名で構成されており、代表取締役が主宰し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他重要な業務執行についての意思決定機関として、毎月1回定例開催のほか必要に応じ開催しております。取締役の業務執行に関する意思決定及び監督をよりの確に行うため、原則として、取締役会にはすべての監査役が出席しております。社外取締役・監査役の出席により、経営判断の客観性を見極めながら審議を行っております。なお、当社は、取締役は7名以内とする旨を定款に定めています。

当社は監査役制度を採用しており、上記の取締役会への出席や意見具申等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。

また、当社の社内取締役は、電子メール・電子会議室などを利用して、ほぼ毎日、現場社員とコミュニケーションを図り、経営陣の方針の社内への伝達並びにそれに係わる意思疎通に努めております。市場環境の変化や、リスクの発生時に、会社として迅速かつ確実に対応できるよう、ITを活用したシステムによって情報の流動性を高め、事実の経緯や背景及び判断のプロセスを全従業員に明らかにしています。

さらに、ホームページを活用し投資家の皆様との意見交換や情報開示に積極的に取り組んでまいります。

当社の有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制を図式化すると以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

当社の取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回の定時取締役会の開催を行っております。

各取締役は、担当業務に関するリスク管理の責任を負い、適切にこれを管理するとともに、取締役会において報告・情報交換を行っております。

監査役は、取締役会への出席を行うとともに、経営の透明性と監査機能の向上のために、取締役と定期的に意見交換を行っております。会計監査人とのあいだでは、意見交換・情報交換を通じて連携を図っております。

b . 提出会社の子会社業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社につきましては、現在のところ株式を100%所有し、かつ取締役は親会社取締役が兼務する会社1社のみであります。その業務の適正を確保するにあたっては、当社における一元的管理が可能な状況にあり、グループ体運営が図られ、当社と同等のレベルでの体制整備が確保できております。

c . 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨並びにその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

d . 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

e . 株主総会の支配に関する基本方針

支配株主は当社の代表取締役であり、当社と支配株主との取引等については、行わないことを基本方針としており、現在においても取引等はありません。

取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適正な条件とするものとし、自己取引・利益相反取引等の発生する場合には、会社法の定めに従い、取締役会の決議を行うとともに、監査役の監視を通じ、当社及び当社株主各位の不利益が生じることのないよう対処して参ります。

f . 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長	井上 利男	1957年8月3日生	1984年3月 株式会社日ソ旅行社入社 1986年2月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 1995年8月 株式会社ユーラシアサービス設 立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	19,491
取締役 管理部長	杉浦 康晴	1971年5月13日生	2003年3月 新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 2008年9月 杉浦康晴会計士補事務所設立 2018年4月 公認会計士登録 2019年12月 当社取締役管理部長就任(現任)	(注)3	-
取締役	河井 良成	1963年7月22日生	1986年4月 富士銀行入行 1999年7月 ドイツ証券入社 1999年12月 当社取締役就任(現任) 2001年9月 パリバ銀行入行 2006年9月 UBS証券会社入社 2008年6月 株式会社ヘキサゴンキャピタル パートナーズ代表取締役就任(現 任)	(注)3	30
常勤監査役	高橋 淑夫	1935年3月10日生	1980年4月 玉川大学教授 2001年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	90
監査役	加藤 純二	1961年6月2日生	1996年4月 弁護士登録(藤木孝男法律事務所 所属) 1998年4月 埼玉ひまわり法律事務所開業 1999年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	90
監査役	田鍋 晋二	1965年7月3日生	1990年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監 査法人トーマツ)入所 1994年8月 公認会計士登録 1996年7月 本郷公認会計士事務所(現辻・本 郷税理士法人)入所 1999年9月 田鍋公認会計士事務所開業 2009年1月 株式会社田鍋会計事務所代表取締 役就任(現任) 2010年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
計					19,701

(注)1. 取締役河井良成は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役高橋淑夫、監査役加藤純二及び監査役田鍋晋二は、社外監査役であります。

3. 2021年12月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 2019年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 2022年12月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。社外取締役1名及び社外監査役3名と当社との間に人的関係、又は重要な取引関係はありませんが、社外取締役河井良成氏、社外監査役高橋淑夫氏及び加藤純二氏は、当社株式を保有しております。その所有株式数は、「役員一覧」に記載のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、経営の客観性や中立性の確保のため、独立した立場からの監督の役割を担う機能を果たしております。また、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、その独立性を担保するため、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

当社の社外取締役及び社外監査役の選任状況は、当社の企業統治における重要な機能及び役割を果たす上において十分であると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

また、内部監査を行う専任部署は、現在設置されておりませんが、社長直轄の任命により内部統制システムの有効性評価を行う監査を実施しております。

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産及び重要書類の調査並びに必要なに応じて担当取締役及び担当者への聞き取り調査等を実施、これらを通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

なお、社外監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査につきましては、三優監査法人に委嘱しており、随時意見交換を行うとともに、内部監査、監査役監査との連携をとっております。

また、取締役会においては内部統制システムの運用状況が報告されるとともに、内部統制監査についても会計監査の状況については、内部監査、監査役監査への報告並びに連携がとられております。

当期における会計監査業務を執行した公認会計士は、米林喜一、川村啓文の2名であります。上記の2名の公認会計士のほかにその補助者として、7名が会計監査業務に携わっております。

(3) 【監査の状況】

監査役の監査状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産及び重要書類の調査並びに必要なに応じて担当取締役及び担当者への聞き取り調査等を実施、これらを通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

なお、社外監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

() 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要なに応じて随時開催しております。当事業年度は16回開催し、個々の監査役の出席状況については以下の通りであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役(社外)	高橋 淑夫	16回中15回
監査役(社外)	加藤 純二	16回中15回
監査役(社外)	田鍋 晋二	16回中16回

() 監査役会の主な検討課題

監査役会における主な検討課題は、監査の方針及び監査計画の策定、監査報告の作成、取締役の職務遂行状況の監視監督、会計監査人の職務遂行状況の評価、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

() 常勤監査役の活動

常勤監査役は、代表取締役及び取締役と随時会合するとともに必要なに応じて意見を述べ、また監査役会議長として監査役会の招集及び運営を行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

また、内部監査を行う専任部署は、現在設置されておきませんが、社長直轄の任命により内部統制システムの有効性評価を行う監査を実施しております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告するとともに意見交換し、内部監査の有効性の向上に努めております。

また、内部監査担当は、会計監査人に対し財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を提出しております。内部統制上の課題が発見された場合には、必要な会計監査人と協議しております。

監査役会は、会計監査人の監査計画および監査結果の説明を受けております。必要なに応じて随時連携し、相互に意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

24年間

c. 業務を執行した公認会計士

米林 喜一

川村 啓文

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 2 名、その他 5 名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性及び監査報酬の妥当性を総合的に勘定し、当該監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人に対して総合的に評価を行っております。監査役会は、監査体制、独立性、監査の品質、監査業務の遂行状況等を検証し、監査法人による監査が適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	10,200	-	10,200	-
連結子会社	-	-	-	-
計	10,200	-	10,200	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

会計監査人の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定される取締役及び監査役の報酬限度額の範囲内で決定するものです。

その決定方法は以下の通りです。当社の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。また、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定するものです。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1999年12月31日（第14回定時株主総会）であり、決議の内容は、取締役の金銭報酬の額は年額500百万円以内というものであります（使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、1999年12月31日（第14回定時株主総会）であり、決議の内容は、監査役の金銭報酬の額は年額100百万円以内というものであります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、取締役会の委任を受けた代表取締役井上利男が決定しております。

その権限の内容は、経営環境、経営状況、業績、財務状況、各人の貢献度等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の最高限度額の範囲内において、取締役の個人別の報酬を決定するものであります。

これらの権限を委任した理由は、取締役各人の貢献度を総合的に判断できるものは代表取締役に限られるためであります。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役による取締役の個人別の報酬等の内容の決定が、取締役会の委任の趣旨に合致することを監督する等の措置を講じております。当該手続を経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会は、個人別の報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、代表取締役の決定した取締役の個人別の報酬等の額について取締役会として検討し、同意したというものであります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬である固定報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。非金銭報酬はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（役員の区分）	（報酬等の総額）	（対象となる役員の員数）
取締役（社外取締役を除く）	17百万円	2名
監査役（社外監査役を除く）	- 百万円	- 名
社外役員	6百万円	4名
計	24百万円	6名

（注）役員報酬は基本報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員はおりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または配当金の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、原則として保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しない方針です。現在の保有はありません。ただし、当社にとっての中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、取締役会において政策保有の意義を検証する手続きを踏まえた上で株式の政策保有の適否を判断することがあります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	200,000	1	200,000
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	3,600	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応する体制を整備することを目的として、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、役員又は使用人に公認会計士有資格者を配置する方針を有しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構並びに日本公認会計士協会の行う研修への参加に努めており、両団体の発信する情報を適時把握して、社内における十分な知識が集積されるよう取組みを行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,609,958	1,460,110
営業未収入金	5,078	112,190
貯蔵品	5,187	5,583
旅行前払金	5,800	161,960
その他	50,873	59,540
貸倒引当金	10	110
流動資産合計	1,676,888	1,799,274
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,670	4,670
減価償却累計額	4,619	4,627
建物(純額)	51	43
工具、器具及び備品	20,181	20,181
減価償却累計額	19,306	19,769
工具、器具及び備品(純額)	874	412
有形固定資産合計	925	455
無形固定資産		
電話加入権	3,012	3,012
その他	11,845	7,418
無形固定資産合計	14,857	10,430
投資その他の資産		
投資有価証券	205,789	205,781
敷金及び保証金	81,718	81,414
保険積立金	116,850	117,450
投資その他の資産合計	404,358	404,646
固定資産合計	420,142	415,531
資産合計	2,097,030	2,214,806
負債の部		
流動負債		
営業未払金	7,758	31,173
未払金	6,695	7,826
未払法人税等	13,570	11,344
旅行前受金	78,362	289,920
その他	14,890	17,800
流動負債合計	121,277	358,064
固定負債		
退職給付に係る負債	125,140	129,829
固定負債合計	125,140	129,829
負債合計	246,417	487,893

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,000	312,000
資本剰余金	175,600	175,600
利益剰余金	1,363,303	1,239,567
自己株式	19	19
株主資本合計	1,850,883	1,727,147
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	270	234
その他の包括利益累計額合計	270	234
純資産合計	1,850,612	1,726,912
負債純資産合計	2,097,030	2,214,806

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業収益	224,355	502,053
営業費用	196,930	409,485
営業総利益	27,424	92,567
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	323,455	277,903
広告宣伝費	13,754	17,065
地代家賃	53,357	53,357
減価償却費	6,303	5,311
賞与引当金繰入額	4,936	-
退職給付費用	8,564	5,929
その他	132,440	134,426
販売費及び一般管理費合計	532,939	493,994
営業損失()	505,515	401,427
営業外収益		
受取利息	38	34
受取配当金	3,644	3,661
為替差益	19,564	32,219
助成金等収入	344,379	257,427
その他	28,899	2,937
営業外収益合計	396,525	296,281
経常損失()	108,989	105,146
税金等調整前当期純損失()	108,989	105,146
法人税、住民税及び事業税	15,012	18,590
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	15,012	18,590
当期純損失()	124,001	123,736
親会社株主に帰属する当期純損失()	124,001	123,736

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純損失()	124,001	123,736
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	166	36
その他の包括利益合計	166	36
包括利益	123,834	123,700
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	123,834	123,700
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,000	175,600	1,487,305	0	1,974,904
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	312,000	175,600	1,487,305	0	1,974,904
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			124,001		124,001
自己株式の取得				19	19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	124,001	19	124,020
当期末残高	312,000	175,600	1,363,303	19	1,850,883

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	437	437	1,974,466
会計方針の変更による累積的影響額		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	437	437	1,974,466
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			124,001
自己株式の取得			19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	166	166	166
当期変動額合計	166	166	123,853
当期末残高	270	270	1,850,612

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,000	175,600	1,363,303	19	1,850,883
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	312,000	175,600	1,363,303	19	1,850,883
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			123,736		123,736
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	123,736	-	123,736
当期末残高	312,000	175,600	1,239,567	19	1,727,147

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	270	270	1,850,612
会計方針の変更による累積的影響額		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	270	270	1,850,612
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			123,736
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	123,700
当期末残高	234	234	1,726,912

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	108,989	105,146
減価償却費	6,303	5,311
賞与引当金の増減額(は減少)	7,900	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,931	4,689
受取利息及び受取配当金	3,682	3,696
為替差損益(は益)	983	-
営業未収入金の減少・増加()額	2,438	107,111
棚卸資産の増減額(は増加)	242	395
旅行前払金の減少・増加()額	949	156,159
未収消費税等の増減額(は増加)	3,899	5,116
その他の資産の増減額(は増加)	38,607	13,682
営業未払金の増加・減少()額	1,737	23,414
旅行前受金の増加・減少()額	273	211,557
その他の負債の増減額(は減少)	863	4,094
小計	71,834	132,008
利息及び配当金の受取額	3,683	3,696
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	29,033	21,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,117	149,628
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	200	410
投資有価証券の払戻による収入	61	44
敷金及び保証金の回収による収入	96,200	21,100
敷金及び保証金の差入による支出	-	20,800
保険積立金の積立による支出	269	134
投資活動によるキャッシュ・フロー	95,792	200
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	42	18
自己株式の取得による支出	19	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	61	18
現金及び現金同等物に係る換算差額	983	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	57,596	149,847
現金及び現金同等物の期首残高	1,552,362	1,609,958
現金及び現金同等物の期末残高	1,609,958	1,460,110

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社は、株式会社ユーラシアサービス1社であります。
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下の通りであります。

自社の企画旅行商品

当社が定める旅行日程に従って、顧客が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し旅程を管理することが履行義務であり、ツアーの帰着日をもって収益を認識しております。

手配旅行等の代理業務

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することが履行義務であり、手配が完了した時点において代理人取引として純額で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

営業費用に係わる外貨建債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替相場変動リスクを回避する目的で実需の範囲内でのヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到達する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	925	455
無形固定資産	14,857	10,430
固定資産の減損損失	-	-

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、当連結会計年度において、2期以上連続して連結営業損失を計上することから、固定資産に減損の兆候を認識しておりますが、事業計画により得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上しておりません。

当該見積りを行う上で、新型コロナウイルス感染症の今後の影響を含む仮定については以下の通りです。

国内においては、新たな変異種の流行等により再度の行動制限の可能性が残る一方、ワクチン接種率の上昇等による経済活動の正常化も進んでおります。そのため、概ね新型コロナウイルス感染拡大前と同様の国内旅行が可能と想定しております。

また、海外旅行については、2022年9月26日付で外務省より、1日5万人を目途としていた入国者数の上限が2022年10月11日以降撤廃される旨の水際措置の見直しが公表されました。これを契機に海外旅行の本格的な回復が始まるものと想定しております。また、国内航空会社およびIATA（国際航空運送協会）の国際旅客需要予想を参考に、2024年9月期には日本からの海外旅行需要がコロナ前（2019年9月期）の90%まで回復していくものと想定しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、航空券、宿泊施設及びその他の手配について、従来は収益を総額で表示しておりましたが、代理人として関与したと判定される取引については純額表示に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の営業収益及び営業費用は12,204千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	166千円	36千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	166	36
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	166	36
その他の包括利益合計	166	36

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,690,000	-	-	3,690,000
自己株式				
普通株式(注)	1	25	-	26

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加25株は、単元未満株式の買取りによる増加25株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,690,000	-	-	3,690,000
自己株式				
普通株式	26	-	-	26

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	1,609,958千円	1,460,110千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,609,958	1,460,110

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、旅行業を営んでおり、営業収益については、旅行代金の前受金の形で入金されるものが大半であります。事前の入金を前提とすることから、無借金経営を継続しております。同時に顧客よりの預り金の性質を有する前受金相当の資金につきましては、価値変動リスクにさらすことを避け、現金及び現金同等物として保有することを基本方針としております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業未収入金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、顧客の信用リスクにさらされています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされています。営業未払金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、短期的に決済されるものであります。デリバティブ取引は、主に外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としたものであります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」を参照してください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理につきましては、取引先ごとの期日および残高管理を行ってリスク低減を図っております。なお、営業未収入金は、短期間で決済されております。市場価格の変動リスクにつきましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	5,789	5,789	-
(2) 敷金及び保証金	81,718	81,916	198
資産計	87,507	87,706	198

(*1) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「営業未払金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 非上場株式は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	200,000

当連結会計年度（2022年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	5,781	5,781	-
(2) 敷金及び保証金	81,414	81,357	57
資産計	87,196	87,138	57

(*1) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「営業未払金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	200,000

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(1)	1,605,905	-	-	-
営業未収入金(2)	5,078	-	-	-
敷金及び保証金	40,800	40,918	-	-
合計	1,651,784	40,918	-	-

1. 現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めておりません。

2. 営業未収入金は貸倒引当金控除前の総額であります。

当連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(1)	1,455,988	-	-	-
営業未収入金(2)	112,190	-	-	-
敷金及び保証金	40,500	40,914	-	-
合計	1,608,679	40,914	-	-

1. 現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めておりません。

2. 営業未収入金は貸倒引当金控除前の総額であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は5,781千円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	81,357	-	81,357
資産計	-	81,357	-	81,357

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金は見積り将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,789	6,060	270
	小計	5,789	6,060	270
合計		5,789	6,060	270

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額200,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,781	6,015	234
	小計	5,781	6,015	234
合計		5,781	6,015	234

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額200,000千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自2020年10月1日 至2021年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	121,208千円
退職給付費用	9,007千円
退職給付の支払額	5,076千円
期末における退職給付に係る負債	125,140千円

3. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	125,140千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	125,140
退職給付に係る負債	125,140千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	125,140

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	9,007千円
----------------	---------

当連結会計年度(自2021年10月1日 至2022年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	125,140千円
退職給付費用	6,356千円
退職給付の支払額	1,667千円
期末における退職給付に係る負債	129,829千円

3. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	129,829千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	129,829
退職給付に係る負債	129,829千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	129,829

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	6,356千円
----------------	---------

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年 9月30日)	当連結会計年度 (2022年 9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	60,112千円	107,718千円
退職給付に係る負債	39,687千円	41,193千円
その他有価証券評価差額金	82千円	71千円
その他	1,866千円	2,348千円
繰延税金資産小計	101,749千円	151,332千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	60,112千円	107,718千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	41,637千円	43,613千円
評価性引当額小計 (注) 1	101,749千円	151,332千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円

(注) 1 . 評価性引当額が、49,582千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が47,605千円増加したことによるものであります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2021年 9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	60,112	60,112
評価性引当額	-	-	-	-	-	60,112	60,112
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2022年 9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	107,718	107,718
評価性引当額	-	-	-	-	-	107,718	107,718
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年 9月30日)	当連結会計年度 (2022年 9月30日)
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。		税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末、当連結会計年度末とも重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	旅行業
旅行事業	500,788
旅行関連事業	1,264
顧客との契約から生じる収益	502,053
その他の収益	-
外部顧客への売上高	502,053

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。なお、取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、また、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,078
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	112,190
契約負債(期首残高)	78,362
契約負債(期末残高)	289,920

契約負債は、主に、自社の企画旅行商品等の販売で履行義務充足前に受領した旅行前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、78,362千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が211,557千円増加した理由は、自社の企画旅行商品等の予約金額の増加によるものであります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは海外旅行及びこれに関連する旅行傷害保険等のサービスを行う旅行業を営んでおり、単一セグメントであるため記載を省略しています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	501円52銭	468円00銭
1株当たり当期純損失金額()	33円60銭	33円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	124,001	123,736
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失()(千円)	124,001	123,736
期中平均株式数(株)	3,689,980	3,689,974

2. 期中平均株式数の1株未満の端数は、四捨五入しております。

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(千円)	123,271	183,761	320,737	502,053
税金等調整前四半期(当期)純損失金額 ()(千円)	20,892	36,369	59,464	105,146
親会社株主に帰属する四半期(当期)純 損失金額()(千円)	25,564	45,757	73,982	123,736
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ()(円)	6.93	12.40	20.05	33.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額() (円)	6.93	5.47	7.65	13.48

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,484,922	1,304,921
営業未収入金	5,078	112,190
旅行前払金	5,800	161,960
前払費用	6,200	9,505
その他	28,141	37,171
貸倒引当金	10	110
流動資産合計	1,530,134	1,625,639
固定資産		
有形固定資産		
建物	51	43
工具、器具及び備品	874	412
有形固定資産合計	925	455
無形固定資産		
ソフトウェア	11,845	7,418
電話加入権	2,862	2,862
無形固定資産合計	14,707	10,280
投資その他の資産		
投資有価証券	205,789	205,781
関係会社株式	30,000	30,000
敷金及び保証金	81,718	81,414
保険積立金	116,850	117,450
投資その他の資産合計	434,358	434,646
固定資産合計	449,992	445,381
資産合計	1,980,127	2,071,021

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	8,293	33,093
未払金	8,790	14,410
未払費用	6,332	6,343
未払法人税等	1,070	344
旅行前受金	78,362	289,920
預り金	1,388	1,097
流動負債合計	104,237	345,209
固定負債		
退職給付引当金	90,269	93,192
固定負債合計	90,269	93,192
負債合計	194,507	438,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,000	312,000
資本剰余金		
資本準備金	175,600	175,600
資本剰余金合計	175,600	175,600
利益剰余金		
利益準備金	1,435	1,435
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,296,875	1,143,838
利益剰余金合計	1,298,310	1,145,273
自己株式	19	19
株主資本合計	1,785,890	1,632,854
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	270	234
評価・換算差額等合計	270	234
純資産合計	1,785,619	1,632,619
負債純資産合計	1,980,127	2,071,021

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業収益	224,355	502,053
営業費用	2 168,875	2 391,088
営業総利益	55,480	110,964
販売費及び一般管理費	1, 2 405,022	1, 2 416,161
営業損失()	349,541	305,197
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,681	2 9,695
為替差益	19,564	32,219
助成金等収入	143,367	107,021
その他	2 29,495	2 3,514
営業外収益合計	196,109	152,450
経常損失()	153,432	152,746
税引前当期純損失()	153,432	152,746
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	290	290
当期純損失()	153,722	153,036

【旅行原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 航空運賃		24,859	14.7	89,387	22.9
2. 地上費		120,446	71.3	255,184	65.2
3. その他		23,568	14.0	46,516	11.9
旅行原価		168,875	100.0	391,088	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,450,597	1,452,032	0
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,450,597	1,452,032	0
当期変動額							
当期純損失（ ）					153,722	153,722	
自己株式の取得							19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	153,722	153,722	19
当期末残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,296,875	1,298,310	19

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,939,631	437	437	1,939,194
会計方針の変更による累積的影響額	-		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,939,631	437	437	1,939,194
当期変動額				
当期純損失（ ）	153,722			153,722
自己株式の取得	19			19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		166	166	166
当期変動額合計	153,741	166	166	153,574
当期末残高	1,785,890	270	270	1,785,619

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,296,875	1,298,310	19
会計方針の変更による 累積的影響額							
会計方針の変更を反映し た当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,296,875	1,298,310	19
当期変動額							
当期純損失（ ）					153,036	153,036	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	153,036	153,036	-
当期末残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,143,838	1,145,273	19

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,785,890	270	270	1,785,619
会計方針の変更による 累積的影響額	-		-	-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,785,890	270	270	1,785,619
当期変動額				
当期純損失（ ）	153,036			153,036
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		36	36	36
当期変動額合計	153,036	36	36	153,000
当期末残高	1,632,854	234	234	1,632,619

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

営業費用に係わる外貨建債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動リスクを回避する目的で実需の範囲内でのヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下の通りであります。

自社の企画旅行商品

当社が定める旅行日程に従って、顧客が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し旅程を管理することが履行義務であり、ツアーの帰着日をもって収益を認識しております。

手配旅行等の代理業務

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することが履行義務であり、手配が完了した時点において代理人取引として純額で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	925	455
無形固定資産	14,707	10,280
固定資産の減損損失	-	-

（2）見積りの内容に関するその他の情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」と同様のため記載を省略しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、航空券、宿泊施設及びその他の手配について、従来は収益を総額で表示しておりましたが、代理人として関与したと判定される取引については純額表示に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の営業収益及び営業費用は12,204千円減少しております。

当事業年度の1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、財務諸表への影響はありません。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する短期金銭債務は前事業年度2,791千円、当事業年度8,514千円であります。

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
給与手当	191,221千円	168,438千円
雑給	36,536	59,616
広告宣伝費	13,754	17,065
地代家賃	53,357	53,357
減価償却費	6,303	5,311
賞与引当金繰入額	4,150	-
退職給付費用	6,564	4,147

2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引	35,017千円	66,096千円
営業取引以外の取引	1,200	7,200

(有価証券関係)

前事業年度(2021年9月30日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	30,000
関連会社株式	-

当事業年度(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	30,000
関連会社株式	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	60,112千円	107,718千円
退職給付に係る負債	27,622千円	28,516千円
その他	789千円	1,457千円
繰延税金資産小計	88,524千円	137,692千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	60,112千円	107,718千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	28,412千円	29,974千円
評価性引当額小計	88,524千円	137,692千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	51	-	-	7	43	4,627
	工具、器具及び備品	874	-	-	462	412	19,769
	計	925	-	-	470	455	24,396
無形固定資産	ソフトウェア	11,845	410	-	4,837	7,418	40,029
	電話加入権	2,862	-	-	-	2,862	-
	計	14,707	410	-	4,837	10,280	40,029

【引当金明細表】

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	10	110	10	110

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じた募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）2021年12月27日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2021年12月27日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第37期第1四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

（第37期第2四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月12日関東財務局長に提出

（第37期第3四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2021年12月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月20日

株式会社ユーラシア旅行社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーラシア旅行社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーラシア旅行社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ユーラシア旅行社及び連結子会社（以下「ユーラシアグループ」という。）では、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴って著しく旅行需要及び営業収益が減少した結果、当連結会計年度において営業損失401,427千円(前連結会計年度営業損失 505,515千円)及び営業キャッシュ・フロー 149,628千円(前連結会計年度営業キャッシュ・フロー 39,117千円)を計上している。</p> <p>これにより、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>これらの状況を踏まえ、経営者は、当該事象又は状況を解消するための対応策として、役員報酬、給与、広告費等の販売費及び一般管理費の削減、雇用調整助成金等の公的制度の活用、及び旅行売上の増加により、事業継続に必要な資金を確保することを計画している。</p> <p>経営者は、これらの対応策の実行によって、当連結会計年度末から12ヶ月間のユーラシアグループの資金繰りに重要な懸念はないと判断しており、連結財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないとして、注記を行っていない。</p> <p>経営者が考慮した資金繰り計画には、新型コロナウイルス感染症の影響、費用削減策、助成金見込み額等の仮定が織り込まれている。これらの仮定は不確実性を伴うため、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、経営者の対応策及び資金繰り計画について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り計画の基礎となる取締役会承認済の事業計画との整合性を確認した。 ・新型コロナウイルス感染症が、事業計画に与える影響について、その仮定を経営者に質問した。また、当該仮定について、関連する外部情報との整合性を確認した。 ・費用削減策については、すでに実行されている施策の効果について実績を確認し、将来計画に含まれる仮定との整合性を確認した。 ・公的制度の活用については、助成金見込み額について、過去の実績との比較及び関連する法令との整合性を確認した。 ・経営者が作成した資金繰り計画について、一定の不確実性を織り込んだ場合においても、資金繰りに重要な懸念がないことを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユーラシア旅行社の2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ユーラシア旅行社が2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

株式会社ユーラシア旅行社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーラシア旅行社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーラシア旅行社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。